# (写)

## 長門市告示第21号

令和3年3月長門市議会定例会招集告示(令和3年長門市告示第 15 号)の付議 事件に次のとおり追加する。

令和3年2月19日

長門市長 江 原 達 也

## 追加付議事件

#### 議案

- 第33号 長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
- 第 34 号 長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正す る条例
- 第35号 長門市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を 定める条例の一部を改正する条例
- 第36号 長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 37 号 長門市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 38 号 長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例の一部を改正 する条例
- 第39号 地方公共団体の特定の事務の取扱いに係る郵便局の指定について

令和3年3月

長門市議会定例会 追 加 議 案

## 議案

- 第33号 長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
- 第 34 号 長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正す る条例
- 第35号 長門市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を 定める条例の一部を改正する条例
- 第36号 長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第37号 長門市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 38 号 長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防の ための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例の一部を改正 する条例
- 第39号 地方公共団体の特定の事務の取扱いに係る郵便局の指定について

# 議案第 33 号

長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例 令和3年3月2日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例 長門市役所支所及び出張所設置条例(平成 17 年長門市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表長門市役所油谷支所宇津賀出張所の項中「長門市油谷後畑 1894 番地1」を「長門市油谷後畑 1894 番地3」に改める。

附則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

#### 議案第34号

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例 令和3年3月2日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例 (長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 長門市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年長門市条例 第51号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(長門市新型コロナウイルス感染症の患者等の人権の擁護に関する条例の一部 改正)

第2条 長門市新型コロナウイルス感染症の患者等の人権の擁護に関する条例(令和2年長門市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(長門市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 長門市国民健康保険条例(平成17年長門市条例第94号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律 第 31 号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から 世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたも

のに限る。) である感染症をいう。以下同じ」に改める。

(長門市介護保険条例の一部改正)

第4条 長門市介護保険条例(平成 17 年長門市条例第 96 号)の一部を次のよう に改正する。

附則第6項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。次号において同じ」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 議案第35号

長門市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の 一部を改正する条例

令和3年3月2日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

長門市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (平成30年長門市条例第5号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第32条)」

を

「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第32条)

第5章 雑則(第33条)」

に改める。

第2条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要 な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を 講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第 118 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、 適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由 がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前 項に規定する管理者とすることができる。

第6条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)

がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第 15 条第 9 号本文中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条中第 30 号を第 31 号とし、第 21 号から第 29 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 20 号の次に次の 1 号を加える。

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第 43 条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第21条に次の1項を加える。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
  - 第 21 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、 利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常 時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周 知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応 じて業務継続計画の変更を行うものとする。
  - 第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなけ ればならない。
  - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるも のとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果につい て、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため の指針を整備すること。
  - (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
  - 第24条に次の1項を加える。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居 宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させ ることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
  - 第 29 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

- 第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期

的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第32条の次に次の章名及び1条を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

- 第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本、その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されているもの(第9条(第32条において準用する場合を含む。)及び第15条第28号(第32条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られている記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。 附則に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第5 条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受 けている事業所(同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者(以下この条において「管理者」という。)が、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第5条第2項」と、「介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第5条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

## 附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、 公布の日から施行する。

#### 議案第36号

長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和3年3月2日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例

長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年長門市条例第4号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第4款 運営に関する基準(第228条-第239条)」

を

「第4款 運営に関する基準(第228条-第239条) 第11章 雑則(第240条) |

に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 4 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措 置を講じなければならない。
- 5 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「をいう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「をいう。」の次に「第47条第4項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「をいう。」の次に「第47条第4項第3号において同じ。」を加え、同項第4号中「をいう。」の次に「第47条第4項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「をいう。」の次に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「をいう。」の次に「第47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「をいう。」の次に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「をいう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加える。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 第32条に次の1項を加える。
- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修 及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 第33条に次の1項を加える。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業者において感染症が発生し、又はまん延しないように、 次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及 びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果 について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及

びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第34条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載 した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、か つ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による 掲示に代えることができる。

第 39 条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第 87 条及び第 218 条第1項において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又は その再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
  - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 47 条第1項第1号本文中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を 削り、同条に次の5項を加える。

3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用

者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に 当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当 該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪 問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に 従事することができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサー ビスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、 オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの 提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行

う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 56 条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型 訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築 しており」に改め、「、他の指定訪問介護事業所」の次に「又は指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」とい う。)」を、「との」の次に「密接な」を、「支障がないときは、」の次に「市長 が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事 業の一部を、」を、「当該他の指定訪問介護事業所」の次に「等」を加え、「訪問 介護員等」を「従業者」に改め、同条第3項中「前項」の次に「本文」を加え、 「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時 対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合 (第 32 条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に 認められている場合に限る。)であって、利用者の処遇に支障がないときは」を 「オペレーションセンターサービスについては」に、「定期巡回サービス又は随時 訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護 事業所の従業者に行わせることができる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業 所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を 図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる」 に改め、同条に次の1項を加える。

5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する 建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供す る場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第 59 条前段中「第 33 条から第 38 条まで、第 40 条及び第 41 条」を「第 32 条の2から第 38 条まで及び第 40 条から第 41 条まで」に改め、「指定」を削り、同条後段中「第 19 条」の次に「、第 32 条の2第2項」を加え、「及び第 34 条」を「並びに第 3 項第 1 号及び第 3 号、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の2 第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 64 条第1項中「事業所又は施設」の次に「(第 66 条第1項において「本体 事業所等」という。)」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第 66 条第1項ただし書中「することができるものとする。」の次に「なお、共 用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定 認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本 体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条前段中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、同条後段中「及び第34条」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、「認知症対応型通所介護従業者」」の次に「と、第214条第3項及び第4項並びに第217条第2項第1号及び第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を加える。

第82条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護 老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、 指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護 事業所」に改める。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第 87 条中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 第101条に次の1項を加える。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画(法第 117 条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第 108 条前段中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を加え、「、第 41 条」を「から第 41 条まで」に改め、同条後段中「及び第 34 条」を「、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号」に改め、「とあり、並びに第 74 条第 3 項中「認知症対応型通所介護従業者」」を削り、「第 214 条第 3 項」を「第 214 条第 3 項及び第 4 項並びに第 217 条第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 110 条第1項中「)をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、 同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第 110 条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第 10 項を第 11 項とし、第9項を第 10 項とし、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護 事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事 業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する 指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型 共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該 指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護 の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。) との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護 支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定め る研修を修了している者を置くことができる。
  - 第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者 は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。
- 第 113 条第1項本文中「1又は2」を「1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。
- 第 117 条第 7 項第 1 号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同条第 8 項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。
- (1)外部の者による評価
- (2) 第 128 条において準用する第 218 条第1項に規定する運営推進会議における評価
- 第 121 条本文中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。
  - 第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。
  - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 第123条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者 (看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定す る政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ ならない。

第123条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 128 条前段中「第 28 条」の次に「、第 32 条の2」を加え、「、第 41 条」を「から第 41 条まで」に改め、同条後段中「及び第 34 条」を「、第 32 条の2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の2 第 1 号及び第 3 号」に改め、「第 4 節」と」の次に「、第 217 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第 138 条第6項第1号中「検討する委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域 密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法 第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類す る者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必 要な措置を講じなければならない。

第 146 条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 149 条前段中「第 28 条」の次に「、第 32 条の2」を加え、「、第 41 条」

を「から第 41 条まで」に改め、同条後段中「第 34 条」を「第 32 条の2第2項、第 34 条第1項並びに第 40 条の2第1号及び第3号」に改め、「「第7章第4節」と」の次に「、第 217 条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第 151 条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 3項ただし書中「指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介 護老人福祉施設(第 178 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施 設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユ ニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関 する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定介護老人福祉施設基準」とい う。) 第 38 条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項に おいて同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型 指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準第 47 条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老 人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地 域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護 職員及び看護職員(第 187 条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。) を除き、」を削り、同条第8項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、 同項第1号中「栄養士」の前に「生活相談員、」を加え、同条第 13 項中「当該指 定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養 士」を加える。

第 157 条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第 158 条第6項中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用に

ついて当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 163 条の次に次の 2 条を加える。

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及 び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に 応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、 准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定 める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介 護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 第169条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動 又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超え たものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化 等の必要な措置を講じなければならない。

第 171 条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第 175 条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 177 条前段中「第 28 条」の次に「、第 32 条の2」を、「第 38 条」の次に

「、第 40 条の2」を加え、同条後段中「規程」と、」の次に「同項、第 32 条の2第2項、第 34 条第1項並びに第 40 条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第 180 条第 1 項第 1 号ア (イ) 中「おおむね 10 人以下としなければならない。」を「原則としておおむね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする。」に改め、同号ア (ウ) 中「次のいずれかを満たすこと。」を「10.65 平方メートル以上とすること。」に改め、同号ア (ウ) に次のただし書を加える。

ただし、(ア) ただし書の場合にあっては、21.3 平方メートル以上とすること。

第 180 条第 1 項第 1 号ア (ウ) a 及びア (ウ) b を削る。

第 182 条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者 (看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定す る政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、 認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければ ならない。

第187条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 189 条前段中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を、「第 38 条」の次に「、第 40 条の 2」を加え、同条後段中「規程」と、」の次に「同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」

を削る。

第191条第11項中「前項」を「第7項」に改める。

第 202 条前段中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を加え、「、第 41 条」を「から第 41 条まで」に改め、同条後段中「及び第 34 条」を「、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号」に、「第 214 条」を「第 214 条第 3 項及び第 4 項並びに第 217 条第 2 項第 1 号及び第 3 号」を改める。

第213条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第214条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護 従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に 規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ なければならない。

第214条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 216 条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、 第1項の次に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 217 条第 2 項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第 218 条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 221 条中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を、「第 38 条まで」の次に「、第 40 条の 2」を、「規程」と、」の次に「同項、第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」を加え、「、第 34 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第 221 条の 3 中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を、「第 38 条まで」の次に「、第 40 条の 2」を、「をいう。第 34 条」の次に「第 1 項」を加え、「第 34 条中」を「第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中」に、「及び第 214 条第 3 項」を「、第 214 条第 3 項及び第 4 項並びに第 217 条第 2 項第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 235 条各号列記以外の部分中「ごとに」の次に「、」を加え、同条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 237 条第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第 239 条中「第 28 条」の次に「、第 32 条の 2」を、「第 38 条まで」の次に「、第 40 条の 2」を加え、「第 34 条中」を「第 32 条の 2 第 2 項、第 34 条第 1 項並びに第 40 条の 2 第 1 号及び第 3 号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 34 条第 1 項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第 214 条第 3 項」の次に「及び第 4 項並びに第 217 条第 2 項第 1 号及び第 3 号」を加える。

第239条の次に次の章名及び1条を加える。

## 第11章 雑則

(電磁的記録等)

- 第240条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条、第202条、第221条、第221条の3及び第239条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第6条第1項中「指定介護老人福祉施設基準」を「指定介護老人福祉施設 の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「指定介 護老人福祉施設基準」という。)」に改める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### 議案第37号

長門市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定 地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

令和3年3月2日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長門市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 25 年長門市条例第5号)の一部を次のように改正する。 目次中

「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第 87 条 - 第 90 条)」

を

「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第87条-第90条)

第5章 雑則(第91条)」

に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止 等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施 する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービス を提供するに当たっては、法第 118 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 第8条第1項中「又は施設」の次に「(第10条第1項において「本体事業所等」 という。)」を加える。

第9条第2項中「同条第7項」の次に「及び第71条第9項」を加える。

第 10 条第1項ただし書中「することができるものとする。」の次に「なお、共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共 用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷 地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加 える。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練 を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直し を行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 6 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第3項に規定する訓練の実施に 当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 第 31 条第 2 項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。」に改め、同項に次の各号を加える。
- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対 応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及 び訓練を定期的に実施すること。
- 第32条に次の1項を加える。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した 書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これ をいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代 えることができる。
  - 第 37 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

- 第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその 再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対

応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 39 条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第 49 条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第 44 条第 6 項の表中、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第44条第7項中「以下」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第 49 条中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画(法第 117 条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。第 65 条中「第 28 条」の次に「、第 28 条の2」を加え、「第 36 条まで、第 37 条 (第 4 項を除く。)から」を削り、「第 39 条まで」の次に「(第 37 条第 4

項を除く。)」を加え、「規程」と、」の次に「同項、第28条第3項及び第4項、

第 28 条の2第2項、第 31 条第2項第 1 号及び第3号、第 32 条第1項並びに第 37 条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第 28 条第3項及び第 32 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「)をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、 同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護 事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項 の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテ

ライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居 の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることが できる。

第74条第1項本文中「1又は2」を「1以上3以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う ことができるものとする。)」を加える。

第79条本文中「地域密着型介護予防サービス」の次に「(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護 従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に 規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じ なければならない。

第81条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症 対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な 言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を 超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針 の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条前段中「第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「、第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条(」を「から第39条まで(第37条第4項及び第39条」に改め、同条後段中「規程」と、」の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項 に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2)前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価 第90条の次に次の章名及び1条を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

- 第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合も含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### 議案第38号

長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例の一部を改正する条例

令和3年3月2日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例の一部を改正する条例

長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例(平成 26 年長門市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第35条)」

を

「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準 (第35条)

第6章 雑則(第36条)」

に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要 な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を 講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第 118 条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、 適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 20 条中第 9 号を第 10 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、 第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項 第21条に次の1項を加える。
- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害さ

れることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、 利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常 時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知する とともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応 じて業務継続計画の変更を行うものとする。
  - 第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において 感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなけ ればならない。
  - (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため の指針を整備すること。
  - (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第24条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介 護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させ ることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 33 条第 9 号中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族 (以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ 電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え る。

第35条の次に次の章名及び1条を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第35条において準用する場合を含む。)及び第33条第26号(第35条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### 議案第39号

地方公共団体の特定の事務の取扱いに係る郵便局の指定について

長門市の特定の事務について、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号。以下「法」という。)第3条第1項の規定により、次に掲げる郵便局を指定し、取り扱わせるに当たり、同条第3項の規定により、市議会の議決を求める。

令和3年3月2日提出

長門市長 江 原 達 也

- 指定する郵便局の名称
  宇津賀郵便局
- 2 取扱事務
- (1) 法第2条第1号に規定する戸籍又は除籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に 記載した事項に関する証明書(以下「戸籍謄本等」という。)の交付(当該戸 籍又は除籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。)の請求 の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等の引渡しに関する事務
- (2) 法第2条第2号に規定する納税証明書の交付(当該納税証明書に記載されている者に対するものに限る。) の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡しに関する事務
- (3)法第2条第3号に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付(自己又は自己と同一世帯に属する者に対するものに限る。)の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し又は住民票記載事項証明書の引渡しに関する事務
- (4) 法第2条第4号に規定する戸籍の附票の写しの交付(当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。) の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の 附票の写しの引渡しに関する事務
- (5) 法第2条第5号に規定する印鑑登録証明書の交付(当該印鑑証明書に記載されている者に対するものに限る。) の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡しに関する事務
- 3 指定する期日令和3年6月1日